

●香川県告示第145号

昭和54年香川県告示第1083号（沿岸漁業改善資金の貸付けの相手方並びに貸付けの申請及び決定の時期の基準）の一部を次のように改正し、平成21年3月24日から施行する。

平成21年3月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(1) 略		(1) 経営等改善資金	
経営等改善資金の種類	貸付けの相手方	経営等改善資金の種類	貸付けの相手方
1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、 <u>沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）又は認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うものをいう。以下同じ。）</u>	1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、 <u>又は沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）</u>
2～5 略		2～5 略	
6 略	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか <u>若しくは沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか若しくは沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）又は認定中小企業者</u>	6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか <u>又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員</u> の数が20人以下であるものに限る。）
7 略		7 略	
8 略	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む	8 乗組員安全機器等設	<u>1と同じ。</u>

	漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）又は沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）
9 略	8と同じ。
10 漁船転覆防止機器等設置資金	8と同じ。
11 略	8と同じ。
12 略	8と同じ。
13 略	8と同じ。
14 略	8と同じ。

(2) 略

(3) 略

青年漁業者等養成確保資金の種類	貸付けの相手方
1 略	
2 高度経営技術習得資金	略
3 略	

(4) 略

置資金	
9 救命消防設備購入資金	1と同じ。
10 漁船転覆防止機等設置資金	1と同じ。
11 漁船衝突防止機器等購入等資金	1と同じ。
12 漁具損壊防止機器等購入資金	1と同じ。
13 のり抄き水再利用機器購入等資金	1と同じ。
14 のり異物選別機購入等資金	1と同じ。

(2) 略

(3) 青年漁業者等養成確保資金

青年漁業者等養成確保資金の種類	貸付けの相手方
1 略	
2 高度経営技術取得資金	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体
3 略	

(4) 略